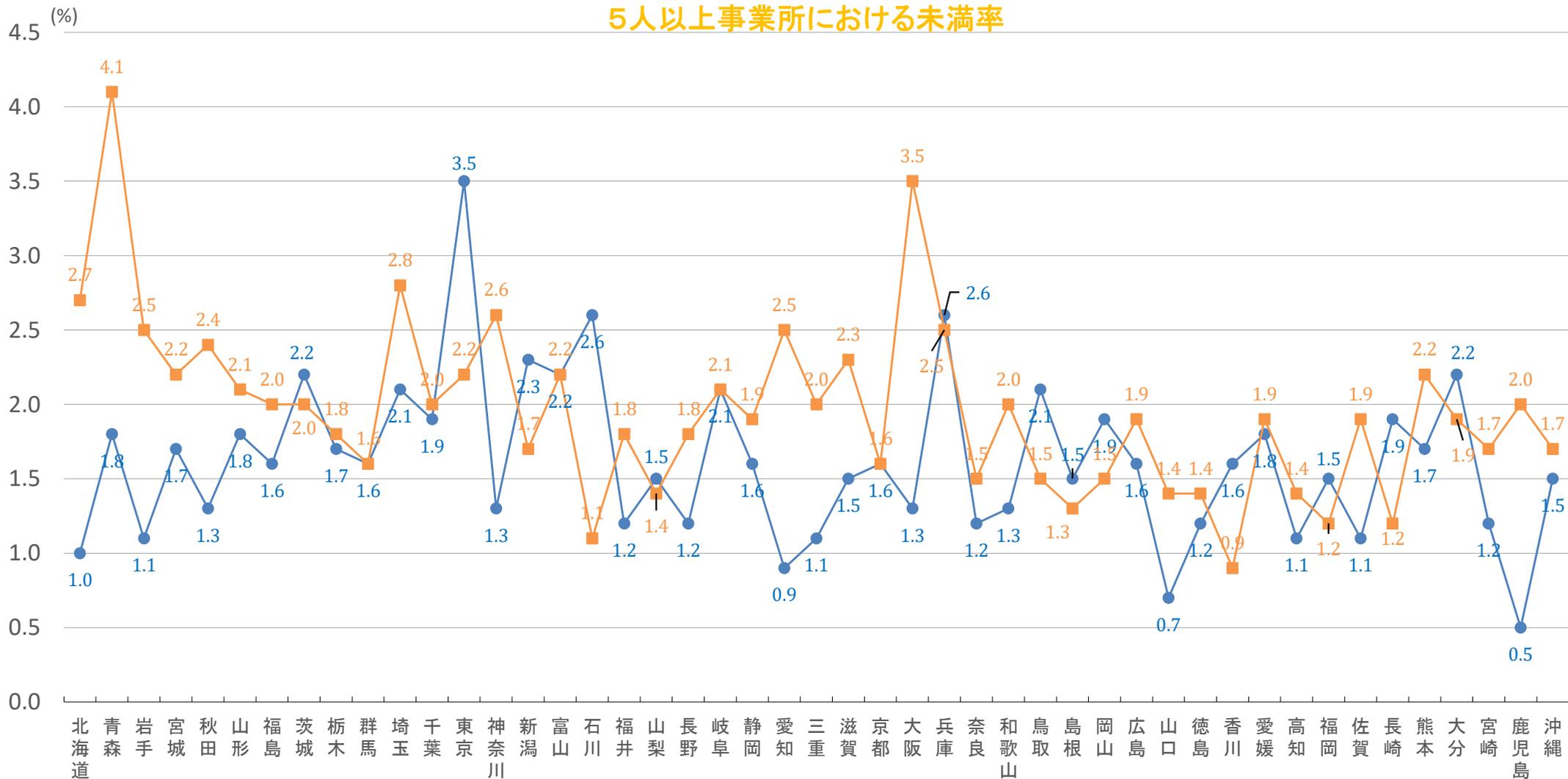


最低賃金の未満率（2024年、都道府県別）

○ 最低賃金に関する基礎調査による30人未満（製造業等は100人未満）事業所及び賃金構造基本統計調査特別集計による5人以上事業所における「未満率」は、都道府県によって異なる。

30人未満(製造業等は100人未満)事業所における未満率
5人以上事業所における未満率



資料出所 厚生労働省「令和6年最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

資料出所 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1~4人は含まれていない。